

社会福祉法人大洲育成園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大洲育成園（以下「法人」という。）法人定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事及び監事をいい、評議員を併せていう。評議員選任・解任委員や第三者委員も含まれる。
- (2) 常勤役員とは、評議員で選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、別に定める社会福祉法人大洲育成園役員等費用弁償支給規則にある旅費等をいう。また、報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員等の報酬)

第3条 役員等については、職務執行に応じた対価として報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しないものとする。

- 2 当法人職員を兼務し、職員給与等が支給されている役員に関しては、報酬は支給しないものとする。
- 3 役員が報酬を辞退した場合には、これを支給しないものとする。

(報酬の算定方法)

第4条 役員等の報酬については、別表第1に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等の報酬の支給については、職務執行等の支払い事実が発生した日の翌月21日とする。ただし、その日が休日又は土曜にあたるときはその前日に、日曜にあたるときはその前々日に支給する。

- 2 役員等の申出によりその指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給するものとする。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合には、別に定める社会福祉法人大洲育成園役員等費用弁償支給規則に基づいて、旅費等を支給する。

(端数処理)

第7条 この規定により計算額に1円未満の端数が生じた時は、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程を以て、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成30年1月1日より適用する。

別表第 1

・常勤役員

内 容	金 額
評議員会・理事会への出席	7,800 円/日

規程第 3 条第 2 項に該当する役員は、無報酬。

・非常勤役員

1. 評議員

内 容	金 額
評議員会への出席	7,800 円/日

2. 理事長、理事

内 容	金 額
理事会等への出席	7,800 円/日

3. 監事

内 容	金 額
監事監査及び県指導監査への出席	10,000 円/日
理事会・評議員会等への出席	7,800 円/日

4. 第三者委員、評議員選任・解任委員、分限・懲戒審査会委員

内 容	金 額
会議への出席	7,800 円/日